令和３年１月　定例記者会見　Ｎｏ１

令和３年１月２８日
新型コロナウイルス感染症対策本部
２９－５２７５

新型コロナウイルス感染症に関する花巻市の対応について

《花巻市における新型コロナウイルス感染症の感染状況について》

◆市の対応

市の対応は、感染症患者発生ごとに岩手県中部保健所と連絡を取り合い情報収取するとともに、市長メッセージや感染拡大防止のための呼びかけなどを市ホームページ・ＳＮＳ・ＦＭ－Ｏｎｅ・東和有線放送を用いて実施しています。

▶富士大学関連

【陽性判明の経過】

・１月１３日にＰＣＲ検査の結果、富士大学の学生１名の陽性が判明（市内14例目、1/14県公表）
同大学では、岩手県中部保健所の要請を受け、共同施設を利用する全員及びその他の接触者の外出自粛とＰＣＲ検査の実施に協力。

・１月１４日にＰＣＲ検査で２名の陽性が判明（市内15・16例目、1/15県公表）
岩手県は接触者等について広い範囲でＰＣＲ検査を実施

・１月１６日にＰＣＲ検査で７名の陽性が判明（市内17～23例目、1/17県公表）
岩手県が市内１４例目から２３例目の一連の感染事例について「クラスター（集団）」と公表。
岩手県は１６８名のＰＣＲ検査を２回（７０名・９８名）に分けて実施

・１月１８日にＰＣＲ検査で１名の陽性が判明（市内27例目、1/19県公表）

・１月１９日にＰＣＲ検査で１名の陽性者判明（市内28例目、1/20県公表）

・１月１９日に富士大学のスポーツ施設を利用している同大学の学生で、上記ＰＣＲ検査とは別に検査を受けた方の陽性が判明（市内29例目、1/20県公表）

・１月２６日にＰＣＲ検査で１名の陽性が判明（市内30例目、1/27県公表）

【市の対応】

・１月１５日に「花巻市長から富士大学で大学入学共通テストを受験される皆様へのメッセージ」を発信

・岩手県が一連の感染を「クラスター（集団）」と公表したことを受けて、１月１７日市長メッセージを発信

・市では、富士大学の要望に応じ消毒液等を提供。また共同施設を利用する学生に食糧品を支援
１月１８日（２３０人分）、１９日（２４０人分）

・１月２５日にカップスープやパン等の食糧品２００人分を市が富士大学に対し支援（支援内容については栄養士と協議して決定）

【市内の発生状況】

これまで市内で確認された感染症患者は次頁のとおりです。

区分		年代	性別	判明した日
市内１例目	県内９５例目	５０代	男性	令和２年１１月１８日
市内２例目	県内１０６例目	４０代	女性	令和２年１１月１９日
市内３例目	県内１０７例目	２０代	男性	令和２年１１月１９日
市内４例目	県内１３４例目	８０代	女性	令和２年１１月２１日
市内５例目	県内１４９例目	８０代	女性	令和２年１１月２３日
市内６例目	県内２０７例目	４０代	男性	令和２年１２月１日
市内７例目	県内２３０例目	４０代	女性	令和２年１２月９日
市内８例目	県内３０２例目	５０代	男性	令和２年１２月１２日
市内９例目	県内３０４例目	４０代	女性	令和２年１２月１３日
市内１０例目	県内３０５例目	７０代	男性	令和２年１２月１３日
市内１１例目	県内３０６例目	７０代	女性	令和２年１２月１３日
市内１２例目	県内３１６例目	６０代	男性	令和２年１２月１５日
市内１３例目	**県内４２４例目**	**３０代**	**男性**	**令和３年１月９日**
市内１４例目	**県内４４７例目**	**２０代**	**男性**	**令和３年１月１３日**
市内１５例目	**県内４５２例目**	**２０代**	**男性**	**令和３年１月１４日**
市内１６例目	**県内４５３例目**	**２０代**	**男性**	**令和３年１月１４日**
市内１７例目	**県内４５９例目**	**２０代**	**男性**	**令和３年１月１６日**
市内１８例目	**県内４６０例目**	**２０代**	**男性**	**令和３年１月１６日**
市内１９例目	**県内４６１例目**	**２０代**	**男性**	**令和３年１月１６日**
市内２０例目	**県内４６２例目**	**２０代**	**男性**	**令和３年１月１６日**
市内２１例目	**県内４６３例目**	**２０代**	**男性**	**令和３年１月１６日**
市内２２例目	**県内４６４例目**	**２０代**	**男性**	**令和３年１月１６日**
市内２３例目	**県内４６５例目**	**２０代**	**男性**	**令和３年１月１６日**
市内２４例目	**県内４６６例目**	**２０代**	**女性**	**令和３年１月１６日**
市内２５例目	**県内４６７例目**	**４０代**	**男性**	**令和３年１月１６日**
市内２６例目	**県内４７０例目**	**１０歳未満**	**男性**	**令和３年１月１７日**
市内２７例目	**県内４７５例目**	**２０代**	**男性**	**令和３年１月１８日**
市内２８例目	**県内４８２例目**	**１０代**	**男性**	**令和３年１月１９日**
市内２９例目	**県内４８３例目**	**２０代**	**男性**	**令和３年１月１９日**
市内３０例目	**県内４９５例目**	**２０代**	**男性**	**令和３年１月２６日**

岩手県が「クラスター（集団）」と公表

同居家族

《新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大対策について》

◆新型コロナウイルスワクチン接種体制の構築について

（新型コロナウイルス感染症対策本部：２４－２１１１内線３９３）

市では、新型コロナウイルスワクチンが実用化された際に、主な予防接種の実施主体が市町村となっていることから市民の皆様に迅速にワクチン接種できる体制を構築するため準備を進めています。

《ワクチン接種の概要》

【優先順位】　医療従事者＞高齢者＞基礎疾患のある方＞高齢者施設の従事者＞それ以外の方

【実施主体】　市町村（ただし、医療従事者への接種は都道府県が調整・通知を行う）

【実施時期】　医療従事者：早ければ２月下旬に実施
高齢者　　：３月１２日までに高齢者向けのワクチン接種の通知を行う（国の通知による）
それ以外　：現時点で国から示されていないが、４月以降となる見込み

【ワクチン】　国はファイザー社、モデルナ社、アストラゼネカ社と基本合意・契約
・市では、ファイザー社製ワクチンが最初に提供されることを想定し検討
・接種費用は「新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金」により国が全額負担

【会場等】　・集団接種を行う場合の会場選定・日程調整・予約を２月上旬までに完了させる予定
・併せて、接種を行うスタッフ（医師・看護師・受付等事務等）の割り当て、確保を進める

【交通手段】　・会場までの移動手段を検討（公用・民間バス、タクシー等）

【コールセンター】
・接種に際しては、密を避けるため予約が必要であること、市民からの相談に対応するための体制も必要であることから外部委託も含めて検討を進める

《花巻市の対応》

▶ワクチン接種に関しては、健康福祉部内に「新型コロナウイルス感染症ワクチン接種対策室」を２月１日に設置予定。１１名の職員を配置し、今後接種の進行状況、事務量等を勘案したうえで増員も検討する。

▶ファイザー社製ワクチンはー７５℃前後での超低温管理が必要であり、超低温冷蔵庫の台数が限られるため１月８日に、医師会と協議を行いファイザー社製のワクチン接種の場合は、**集団接種によるワクチン接種**を基本方針とした。

▶ ３月１２日までに高齢者向けのワクチン接種の通知を行う必要があることから、迅速に接種対象者の抽出、書類の通知準備を行うため、１月２０日に下記の予算について専決処分を行った（２４号補正）。費用は「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金」により全額を国が負担する。

○健康管理システム（健康かるて）の改修業務委託料：**３，７４０千円**
接種対象者の抽出、接種記録の管理するため、既存の健康管理システムを改修
○接種券（クーポン券）・封筒・国の案内チラシの印刷、封入、郵送等の一括委託料：**７，１２３千円**
※高齢者向け分（約３万４千人分）が対象

《令和３年第１回花巻市議会臨時会に上程予定のワクチン接種に関する予算について》

○新型コロナウイルスワクチン接種にかかる接種体制確保にかかる費用：９７，５４１千円（全額国負担）
通信運搬費（郵便料10万通×2回分等）、印刷製本費（予診票、啓発用チラシ）、委託料（64歳以下のクーポン券の印刷・発送、コールセンター（相談対応・予約受付等））、会計年度職員２名分の報酬等

○新型コロナウイルスワクチンの実際の接種にかかる費用：１８，４８８千円（全額国負担）
ワクチン接種委託料（医療従事者、高齢者施設入所者）、医師・看護師謝礼、接種用消耗品（保冷バック・医療用ゴム手袋等）、医薬材料費（注射器・注射針・手指消毒液・消毒綿）、会計年度職員（保健師）報酬等

○ワクチン接種会場移動体制確保にかかる費用：２９，９８３千円（市単独）
委託料（会場警備・タクシー対応等）、借上料（送迎用バス等）

▶各部署が一丸となって迅速なワクチン接種を行うため「新型コロナワクチン接種にかかる庁内連絡会議」を１月２２日に設置

2012.1.28

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種対策室について

・コロナワクチン接種については、国から接種に向けた体制等について順次示されてきているところであるが、ワクチン供給後に速やかな接種を行うため、ワクチン接種に向けた体制を構築するため設置するもの

組織概念図

・健康福祉部部内室として設置

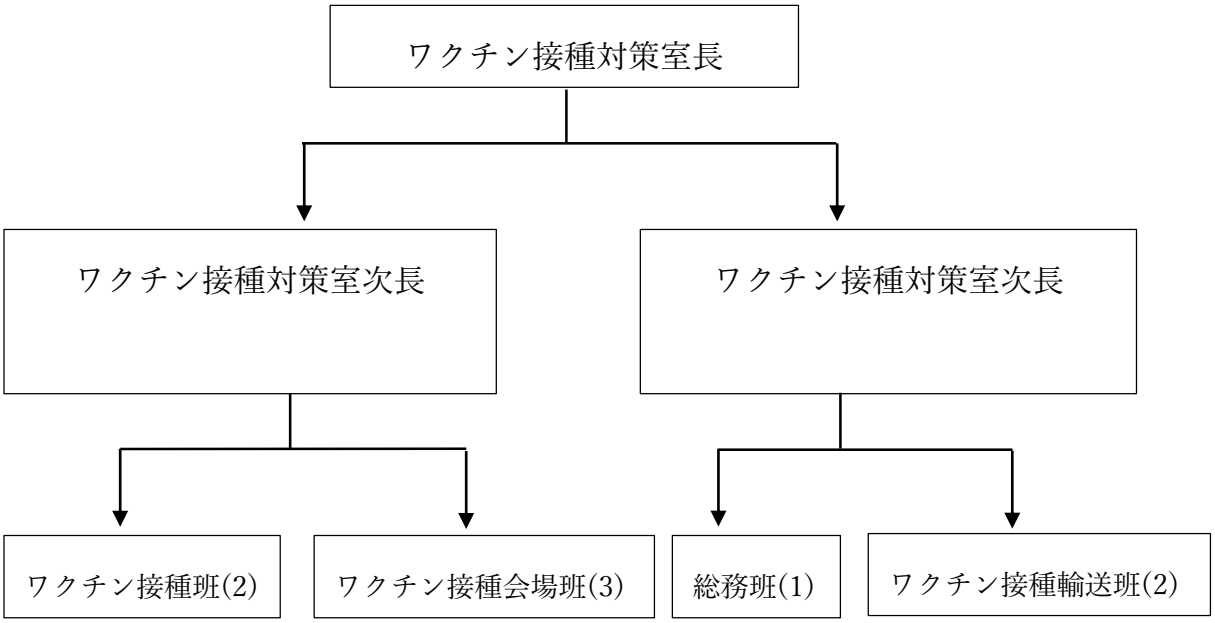

《新型コロナウイルス感染症に関する支援について》

◆花巻市温泉宿泊施設等利用促進事業の期間延長等について（観光課：４１－３５４２）

花巻市では、市内温泉宿泊施設等を支援するため、令和２年６月から令和３年１月まで継続して温泉宿泊施設等利用促進事業を行っていますが、事業期間を２月２８日まで延長しました。

【対　　象】　花巻市民及び岩手県民、県民のグループ又は県内事業所に勤務する方
団体利用の際は、８人程度までを目安

【助成期間】　令和３年２月２８日（日）まで

【助成額等】　・助成額は下記のとおり

	プラン料金（入湯税別、消費税込）	助成額
日帰り入浴	１名当たり　２，０００円以上	１，０００円
宿　　泊	１名当たり　４，０００円以上	２，０００円

・岩手県が行う「岩手（じもと）に泊まるなら地元割クーポン」（３，０００円分の割引クーポン）と併用可能。なお、地元割クーポンの利用は、このクーポンを利用した割引適用後、消費税を除いて１，０００円以上の自己負担が発生する場合のみに限られます。
※「岩手（じもと）に泊まるなら地元割クーポン」の申込受付は既に終了しています

〈参　考〉

市内物産品が当たるキャンペーンについて

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している市内物産関連事業者を支援するため、当該事業に参加している施設に宿泊された方の中から、抽選で市内物産品が当たるキャンペーンを実施しています。

【応募期間】　令和３年１月８日（金）から２月２８日（日）まで

【対　　象】　この事業に参加している宿泊施設に宿泊した方

【応募方法】　１．対象施設に宿泊された方に、応募サイトのQRコードが印刷されたマスクケースを贈呈
２．QRコードを読み取り、専用応募サイトで必要事項を入力
３．応募された方の中から抽選で、約1,000名の方に市内物産品が当選します。
抽選結果は商品の発送をもって替えさせていただきます。

【抽選日等】　第１回抽選会：令和３年１月２９日（金）に（一社）花巻観光協会で実施
応募数　１，６６６名（１月２７日時点）
※抽選会は、２回目は２月中旬、３回目は３月上旬を予定

◆第２弾「がんばれ花巻！対象のお店で２０％戻ってくるキャンペーン」の状況（商工労政課：４１－３５３４）

花巻市では、令和２年１２月から令和３年３月までの４か月間、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている市内飲食店や小売店などの事業継続を応援するため、市内対象店舗でＱＲコード決済サービス「ＰａｙＰａｙ」で決済した場合、支払額の最大２０％のＰａｙＰａｙボーナス（ポイント）を還元するキャンペーンを実施しています。

【対象店舗等】　９９２店舗（１月２７日時点）

【第２弾キャンペーン速報値】令和２年１２月１日から令和３年１月２６日

決済回数：８４，７９３回
決済金額：４億８６１万３千円
（１日あたりの平均決済金額：７，４２９，３３８円）
還 元 額：７，１２４万円

〈参考〉
第１弾キャンペーンの実績（令和２年８月１日～令和２年９月３０日）
決済回数：７０，２３４回
決済金額：２億７，９７７万７千円
（１日あたりの平均決済金額）　４，５８６，５２１円
還 元 額：４，５６５万６千円

◆家賃補助の状況について（商工労政課：４１－３５３９）

国と市では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、経営に影響が生じている事業者に対して、地代・家賃の支援を行っています。国が実施している「家賃支援給付金」は個人事業主に対し上限３００万円、法人に対し上限６００万円を給付しています。また、市が実施している「中小企業持続支援事業」は、小売業などの中小企業者に対し、最大５０万円を補助しています。国の「家賃支援給付金」を受けた場合でも、市が実施している「中小企業持続支援事業（地代・家賃補助）」を受給することができますので、対象となる事業者はお早目の申請をお願いします。

《国が行う家賃支援給付金（地代・家賃補助）》：申請期限　令和３年２月１５日

国が行う家賃支援給付金の申請期限が令和３年１月１５日から令和３年２月１５日に延長されました。これを受けて、市が単独で毎週火曜日・木曜日になはんプラザに設置している「家賃支援給付金申請サポート会場」の設置期間を、２月１５日まで延長しました。家賃支援給付金の内容については下記のとおりです。

【対　象】　下記の全てを満たす事業者

▶資本金１０億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者

▶令和２年５月から１２月までの売上高が下記のいずれかに当てはまる事業者

①１か月の売上高が前年同月比５０％以上減少

②連続する３か月の売上高が前年同期比３０％以上減少

▶自らの事業のために占有する土地・建物の賃料等（共益費・管理料含む）を支払っている事業者

【給付額・上限額】

申請日の直近１か月以内に支払った賃料に２／３を乗じて得た額の６倍

個人事業者：上限３００万円法人事業者：上限６００万円、

【申請等】

申請手順：**（１）必要書類を準備。データ化（写真など）します**

申請には、必要書類を添付（アップロード）する必要があります。必要書類は、事前にスマートフォンで写真を撮るなどしてデータ化（写真など）し、申請に使用する端末に保存してください。

※電子申請に不安がある方は、「家賃支援給付金申請サポート会場」をご利用ください。

必要書類：・賃貸借契約書（下記①から③の要件を満たす契約書）

①契約者が申請人と同一であること

②令和２年３月３１日と申請日の両方が契約期間に含まれていること

③契約期間が自動更新となっている場合は、賃貸人及び賃借人が自署した賃貸契約書等証明書を添付すること

・申請日直前の３か月分の家賃の支払い実績を証明する書類（口座通帳や振込明細書等）

・売上の減少が確認できる書類（売上台帳等）

・令和元年度確定申告書第一表

・給付金の振込を希望する口座通帳

・誓約書（様式は申請用ホームページからダウンロードできます）

・１月１５日までの申請期限に提出できなかった理由書（様式自由）

・個人事業主の場合本人確認書類の写し（マイナンバーカード・運転免許証等）

・法人事業主の場合は法人事業概況説明書の写し（確定申告の様式と同じもの）

（２）家賃支援給付金の申請ホームページにアクセスします

国が開設している「家賃支援給付金の申請用ホームページ」からの申請が必要です。インターネットから「家賃支援給付金」と検索するか、「https://yachin-shien.go.jp」にＰＣやスマートフォンでアクセスください。

（３）申請から給付までの手順

①手続き用ログインＩＤとパスワードを登録します

→　「申請する」ボタンをクリック

→　メールアドレス等の情報を入力

→　登録したメールアドレスに届くメールの受信を確認

→　確認メールに記載のアドレスをクリック

→　手続き用ログインＩＤとパスワードを登録

②マイページから画面の指示に従って各種情報を入力。必要書類を添付してください
入力する情報は下記のとおり
各情報を入力する画面で説明がありますので、必要書類の内容を確認しながら入力ください
「基本情報」：申請人の氏名や住所など
「売上情報」：給付の対象となる売上情報
「賃貸借契約情報」：土地・建物など
「口座情報」：給付金の振込先
「本人確認」：申請人の本人確認
※入力する情報ごとに必要書類を添付する「ファイルを選択」のボタンがありますので、データ化した必要書類をアップロードしてください

③以上で手続きは完了
申請内容に不備があった場合は、メールとマイページへの通知でお知らせされます。
国が内容を確認した結果、給付要件を満たしていなかった場合は給付はされません

（４）給付通知書が発送され、登録口座に入金

相談窓口：家賃支援給付金コールセンター（０１２０－６５３－９３０）
花巻市役所商工労政課（４１－３５３９）

《花巻市中小企業持続支援事業（地代・家賃補助）》：申請期限　令和３年３月１２日

【対象業種】　小売業、飲食業、宿泊業、道路旅客運送業、物品賃貸業、生活関連サービス業、介護・医療業などの中小企業者

【対象経費】　地代・家賃（共益費・管理費含む）

【要　　件】　次のいずれかの要件を満たす事業者

要　件		補助率及び補助対象期間	上限額
要件①	R2.10～R3.2の間のいずれか１か月の売上が前年同月比50％以上減少	**1/3** （R2.10～R3.2の5か月間）	最大50万円 （月額10万円）
要件②	R2.10～R3.2の間のいずれか連続する３か月の売上の合計が前年同期比30％以上減少		
要件③	R2.11～R3.1の間のいずれか１か月の売上が前年同月比３０％以上減少	**1/2**（※） （R2.12～R3.2の3か月間）	最大30万円 （月額10万円）

（※）要件①又は要件②に加え、要件③を満たす場合は、３か月分の地代・家賃に１／６を乗じた額を追加補助するため　１／３＋１／６＝１／２

【問合わせ】　花巻市商工労政課：４１－３５３９

【補助実績】　１０６事業者、１，５３６万円（１月２７日時点）

《給付例：国の家賃支援給付金に加え、市の補助を受けた場合の給付額》
支払賃料が月額１２万円で、国の給付金と市の補助を最大で受けた場合（要件①と③を満たす場合）の例

区分		補助内容
国		１２万円×２／３×６か月＝４８万円
市	要件①	１２万円×１／３×５か月＝２０万円
	要件③　追加補助	１２万円×１／６×３か月＝　６万円
給付総額		**７４万円**

《家賃支援給付金申請サポート会場について》

【設置日時】　令和３年２月２日（火）、４日（木）、９日（火）、１０日（水）、１５日（月）
午前１０時００分から午後５時００分まで
※予約制となっていますので、事前に予約をお願いいたします。
予約先：商工労政課商業係４１－３５３９

【設置場所】　なはんプラザ　３階ギャラリー（９日以降は、カルチャールーム２に設置）

【注意点等】　▶上記に記載している必要書類をご持参ください
▶事前に記入した申請補助シートもご持参ください。
※申請補助シートは申請サポート会場、本庁２階商工労政課窓口に設置しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

◆飲食店・自動車運転代行業への支援金の給付について（商工労政課：４１－３５３４）

市では、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少し、経営に支障が生じている市内飲食店及び自動車運転代行業を支援するため、花巻商工会議所が実施する支援金給付事業に要する経費を全額補助しています。

【対　　象】　花巻市内で飲食店（持ち帰り・配達飲食サービス含む）又は自動車運転代行業を営む市内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者

【要　　件】　令和２年１１月から令和３年１月までの間のいずれか１か月の売上が前年同月と比較して３０％以上減少

【支援金額】　飲食店：市内１店舗につき３０万円、自動車運転代行業：市内１事業者につき３０万円

【申請方法】　２月２６日まで花巻商工会議所本所又は各支所にて、郵送又は予約制による申請受付

【実　　績】　飲食店　申請受付件数：１８２店舗（うち、７９店舗に対し2,370万円支給済み）
代行業　申請受付件数：８事業者（うち、５事業者に対し150万円支給済み）いずれも1/26時点
※申請受付後、未支給の店舗・事業者については審査終了後、随時支給する予定

◆失業者生活見舞金について（商工労政課：４１－３５３６）

市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業所の倒産・廃業・経営悪化等を理由とした事業主都合による解雇により失業した方に対して一律に１０万円の見舞金を支給しておりましたが、労働契約期間満了による離職であっても、ご本人の意思に反し事業主の都合により当該労働契約が更新されず失業した方も対象とするよう見直しました。なお、上記対象者の見直し及び近隣市町の事業所での解雇による花巻市民の離職が多くなったことから１月２０日に補正予算の専決処分を行いました。

【予　算】　合計：１５，０００千円
補正前（18号補正）：5,000千円（財源：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）
補正後（24号補正）：10,000千円（財源：財政調整基金繰入金）

【対　象】　同一の事業所に３か月以上勤務し、令和２年４月１日から令和３年３月３１日までに新型コロナウイルス感染症の影響を受けて失業された市内在住の方で下記の①から③の全てに該当する方で、Ａ又はＢのいずれかに該当する方

全てに該当
①失業日から本制度の申請日までの期間、継続して本市の住民基本台帳に記載されている方
②失業日まで雇用保険の被保険者であり、かつ、医療保険の被扶養者となっていない方
③本制度の申請日において生活保護の認定を受けていない方

いずれか該当
Ａ：事業所の倒産・廃業・経営悪化等を理由とした事業主都合による解雇により失業した方
Ｂ：労働契約期間満了による離職で、ご本人の意思に反し、事業主の都合により当該労働契約が更新されなかった方（見直し分）

※申請時点で就労し雇用保険の被保険者になった方、「労働期間の更新を行わないこと」を条件に契約を締結した方、失業日以前に事業所の役員だった方は対象外となります

【内　容】　１人あたり１０万円を支給

【申　請】　所定の申請様式に必要事項路記入の上、令和３年３月３１日までに商工労政課窓口に持参
申請様式は商工労政課窓口に配置するほか、市ホームページにも掲載

【実　績】　４６件、支給合計額　４６０万円（１月２７日時点）

◆離職者等正規雇用促進奨励金について（商工労政課：４１－３５３６）

市では、新型コロナウイルス感染症の影響により就労の場を失った方の再就職を支援するため、期限の定めのない正規雇用労働者として雇用した事業主に対して奨励金を支給する予定です。

【対　象】　新型コロナウイルス感染症の影響により就労の場を失った方を職業紹介を行う公的機関等を通じ、期限の定めのない正規雇用労働者として雇用した市内事業者

※就労の場を失った方
・令和2年4月1日から令和3年3月31日中に事業主の都合により解雇又は雇止めを受けた離職者
・令和2年4月1日から令和3年3月31日中に廃業した個人事業主
・令和元年6月1日から令和2年3月31日中に内定取消しされた方
※正規雇用労働者として雇用した市内事業者
・令和3年3月31日までに雇用契約書等で雇用契約を締結し、雇入れを行った事業者
（令和2年12月8日以降の雇用契約に限ります）

【内　容】　雇用契約書等で定める基礎賃金２か月分相当額を支給（１事業者あたり３名分までが対象）
対象労働者１人あたり５０万円が上限（１事業者あたり１５０万円が上限）

【申請等】　所定の申請様式に必要事項路記入の上、令和３年３月３１日までに商工労政課窓口に持参
申請様式は商工労政課窓口に配置するほか、市ホームページにも掲載

◆令和３年度固定資産税の軽減措置について（資産税課：４１－３５２９）

地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第26号）により、新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者を対象とする令和３年度の固定資産税（事業用家屋や償却資産）の軽減について、申告書を受け付けています。

【対　象】　令和２年２月から１０月までの任意の連続する３か月間の事業収入の合計が、前年同期間に比して３０％以上減少している中小企業者等の事業用家屋や償却資産に対する固定資産税

※中小企業者等　・常時使用する従業員の数が１，０００人以下の個人事業者
・資本期の額又は出資金の額が１億円以下の法人事業者
・資本又は出資を有しない法人のうち、従業員が１，０００人以下の法人事業者
※土地や居住用の家屋は対象外（併用住宅は事業専用割合に応じた部分が対象となります）

【軽減率】　任意の連続する３か月間の事業収入の合計が前年同期間比して、
①減少率が５０％以上の場合　→　全額を減額
②減少率が３０％以上５０％未満の場合　→　１／２を減額

【申請等】　申請期間：令和３年１月４日から令和３年２月１日
申請窓口：本館１階　資産税課家屋係に郵送か持参又は地方税ポータルシステムｅＬＴＡＸで申告

【実　績】　申請事業者数（１月２７日時点）
１３５事業者（内、事業用家屋１１３事業者、償却資産１０５事業者）